

令和5年12月19日

当院での治療歴のある患者様ならびにそのご家族の皆様

小児科科長 真部 淳
血液内科科長 豊嶋 崇徳
病院長 渥美 達也

治療終了後の残余凍結血液細胞(造血細胞、リンパ球など)保管期間の変更について

当院では従来、治療終了後の残余凍結血液細胞保管期間を特に定めておりませんでした。現在の保管状況、保管残余凍結細胞の本来の使用目的に鑑み、保管期間を『治療終了後5年』に短縮する方針としました。

ここにお示しする血液細胞(自家骨髄細胞、自家末梢血幹細胞、血縁同種骨髄細胞、血縁同種末梢血幹細胞、血縁ドナーリンパ球など)は主に小児がん患者さんや免疫不全・代謝性疾患の小児患者さん、成人の血液疾患等の治療を目的として造血細胞移植あるいは造血細胞移植後のドナーリンパ球輸注療法に用いられるものですが、安全な治療のために、患者様あるいはドナーとなられた血縁者の方々のご同意のもと、予備を含めた十分な量を細胞を採取し、保存しておくことが一般的です。これまで残余凍結血液細胞は、患者様の治療終了後、病院内の臨床研究開発センター細胞プロセッシング室の保管庫にしばらく保管されておりましたが、保管スペースの状況に応じて順次、小児科・血液内科研究室の管理下にある液体窒素内に移され保管継続されてきました。小児がんや免疫不全・代謝性疾患、成人の血液疾患の治療後の経過につきましては、治療終了5年以降の再発・再燃が極めて少ないこと、また万が一、疾患の再発・再燃をきたした場合には新たに治療に必要な血液細胞を採取することが望ましいと考えられることから、治療終了後5年以上保管されている凍結血液細胞が使用されることはこれまでも一度もありませんでした。また患者様をご逝去されている場合には、この凍結血液細胞が使用される目的そのものが失われておりますことを慎んで申し上げます。

患者様またご家族の皆様には、上記保管期限の変更につき、ご理解いただけますようお願い申し上げます。